

公益社団法人自動車技術会関西支部

学生活動支援組織規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会学生自動車研究会規則第4条に基づき、公益社団法人自動車技術会関西支部（以下支部という）学生活動支援組織並びに運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 支部長は、支部事業の一環として支部学生活動を支援するための運営組織を置く。

第3条 支部学生活動支援組織は、支部学自研と連携をとり、学生活動事業に関する支援を行い、支部学自研に対して指導、援助を行う。

(役員)

第4条 支部学生活動支援組織には、主幹事1名及び幹事1名を置く。主幹事及び幹事は、支部長が委嘱する。なお、主幹事及び幹事は、本会正会員で、大学その他教育・訓練機関の教員から選ぶこととする。

2. 主幹事及び幹事の任期は支部規約第19条に準ずる。
3. 主幹事は、支部学自研を支援する代表者として、支部学生活動の支援を統括・推進する。
4. 幹事は、主幹事を補佐し、支部学生活動の支援の実務にあたる。

第5条 支部学生活動支援組織には、参与及び顧問を置くことができる。参与は所属する大学その他教育・訓練機関において支部学自研活動の普及・指導にあたるとともに、主幹事に協力し、支部学自研活動の推進を図る。顧問は、支部学生活動支援の重要事項に関して、主幹事の諮問に応じる。

2. 参与及び顧問は、支部長が委嘱する。
3. 参与及び顧問の任期は、この規則第4条2項に準ずる。

(経費)

第6条 支部学生活動支援に関連する事業の経費は、支部予算より支弁する。

(計画と実績の報告)

第7条 支部学生活動支援に関連する事業計画及び収支予算、及び前年度の事業報告及び収支決算は、支部長に報告するものとする。

付 則

この規則は、支部理事会の承認を受けた日（2017年2月3日）から実施する。

社団法人自動車技術会関西支部学生活動支援組織規則（1998年5月29日実施）は廃止する。